

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	経済的理由によって就学困難と認められる児童又は生徒の保護者に対して行う援助に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八千代市は、「経済的理由によって就学困難と認められる児童又は生徒の保護者に対して行う援助に関する事務」における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

八千代市教育長

公表日

平成30年5月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	経済的理由によって就学困難と認められる児童又は生徒の保護者に対して行う援助に関する事務
②事務の概要	学校教育法に基づき、要保護及び準要保護児童生徒援助費を支給している。 特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①要保護及び準要保護児童生徒援助費の支給額の決定 ②要保護及び準要保護児童生徒援助費の支給
③システムの名称	基幹情報システム・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
要保護及び準要保護児童生徒援助費支給事務ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・八千代市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	教育委員会 学務課
②所属長	学務課長 吉村 昌彦
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒276-8501 千葉県八千代市大和田新田312-5 八千代市役所 法務課 情報公開班 047-483-1151(代)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒276-0045 千葉県八千代市大和田138-2 八千代市教育委員会 学務課 047-481-0302(直通)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成30年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成30年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

